

地域伝統芸能全国大会  
「地域伝統芸能による豊かなまちづくり大会いしかわ」実行委員会  
一般会計規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、地域伝統芸能全国大会「地域伝統芸能による豊かなまちづくり大会いしかわ」実行委員会（以下「本会」という。）会則第20条第2項の規定に基づき、本会の一般会計の会計処理に関し、必要な事項を定める。

（予算案の提出）

第2条 委員長は、収入及び支出を明示した予算案を作成し、本会に提出するものとする。

（予算の補正）

第3条 委員長は、既定の予算に追加その他の変更を加える必要があると認めたときには、予算を補正することができる。

（出納口座）

第4条 出納口座については、本会が開設することとし、口座名義を「地域伝統芸能による豊かなまちづくり大会実行委員会」とする。

（予算の執行）

第5条 予算の執行については、見積書を添付した決裁文書（様式1）、事務局費にあつては伝票（様式2）により事前に委員長の決裁を受けるものとする。

2 予算の執行にあたり決裁をあらかじめ受けるいとまがない場合においては、前項の規定にかかわらず、速やかに事後承認を受けるものとする。

（契約）

第6条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争により行うものとする。

2 前項において、20万円（税別）以上の取引をしようとするときには、原則として3社以上の見積り合わせを行い、契約を締結しなければならない。

3 20万円（税別）未満の取引をするときであつて、競争によりがたい場合には、第1項の規定にかかわらず、見積書を徴し、契約書に代えて請書にすることができる。

ただし、この場合は、競争によりがたい理由を決裁文書に記するものとする。

（支払の手続き）

第7条 支払は、本会の債務が確定し、支払義務が発生した後に正当債権者のために行うものとする。

2 支払に際しては、見積書、契約書又は請書、請求書及び納品書を添付した決裁文書（様式1）で決裁を受けるものとする。

3 決裁文書には、第6条にかかる契約の完了の確認を明確にすることとし、それに基づかなければ支払をすることができない。なお、詳細については本部事務局長が別途定める。

4 支払後は、領収書又は金融機関への振込書を保存するものとする。

（仮払い）

第8条 支出の性質により、あらかじめ資金を必要とする経費については、前条第1項の規定にかかわらず、仮払いを行うことができる。

2 仮払いの支出目的が終了したときは、前条の規定に基づき速やかに精算を行うものとする。

(旅費)

- 第9条 本会の顧問、委員、事務局員等が本会の用務のため出張する場合には、旅費を支給する。
- 2 出張命令については、委員長又はその委任を受けた者が必要であると認めたときに、出張命令書(様式3)により発するものとする。
- 3 旅費の支給基準については、各人の所属団体旅費規程を準用する。
- 4 旅費については、第5条及び第7条の規定にかかわらず、出張後、伝票に旅費精算書(様式4)を添付して決裁を受けるものとする。この場合において、旅費精算書に、航空に係る交通費については搭乗券の半券と領収書を、タクシーに係る交通費については領収書を添付するものとする。

(専決事項)

- 第10条 契約その他会計に関する事務であって、委員長が決裁すべきものは、副委員長(一般財団法人地域伝統芸能活用センター理事長)が専決することができる。

(物品及び債権の管理)

- 第11条 物品及び債権は、その目的に従い適切に管理しなければならない。

(物品の処分)

- 第12条 物品は、その本来の用途に供することができないと認められる場合又は使用目的が終了した場合は不用の決定をし、廃棄、売払、譲渡のいずれかの方法により処分することができる。

(帳簿)

- 第13条 本部事務局長は、次に掲げる帳簿を備え整理しておかなければならない。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 現金出納簿
- (3) 銀行預金出納簿(銀行預金通帳でもって代えることができる)
- (4) 補助簿(内訳明細書)
- (5) その他必要と認められる帳簿

(決算)

- 第14条 決算は、事業終了後速やかに作成する。
- 2 前項の決算は、監事の監査及び意見を付し会議に提出しなければならない。

(出納の閉鎖)

- 第15条 本会の出納の閉鎖は、前条の決算が承認された会議が決定する。

(証拠書類の保存期間)

- 第16条 この規程に定める帳簿その他の書類の保存期間は、地域伝統芸能全国大会の事業終了後、5年間とする。
- 2 保存場所は本部事務局とし、本部事務局閉鎖後は一般財団法人地域伝統芸能活用センターがこれを引き継ぐ。

(その他)

- 第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部事務局長がこれを定める。

附則

この規程は平成25年4月1日から施行する。